

福岡県公報

令和 6 年 2 月 9 日
第 470 号

目 次

告 示 (第73号 - 第77号)

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	3
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○指定介護療養型医療施設の辞退	(介護保険課)	9
○介護医療院の許可	(介護保険課)	10

○介護医療院の許可	(介護保険課)	10
○指定介護療養型医療施設の辞退	(介護保険課)	10
○介護医療院の許可	(介護保険課)	10
○福岡県土地利用基本計画の変更	(総合政策課)	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○意見募集の結果の公示	(監視指導課)	11
○令和 5 年度福岡県文化賞被表彰者	(文化振興課)	12
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	12

告 示

福岡県告示第73号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 2 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 愛宕二丁目
- 2 区域の所在地 福岡市西区愛宕二丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 29 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 29 号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標 柱 番 号
福岡市西区愛宕二丁目	4087番10	1号
	4090番2	2号及び3号
	4095番1	4号及び5号
	4101番1	6号

4095番 5	7号
4098番 1	8号
4146番 1	9号
4143番 6	10号
4143番 5	11号
4143番 4	12号
4147番 2	13号
4149番 1	14号
4150番	15号及び16号
4133番 1	17号
4128番 1	18号から20号まで
4114番 2	21号
4126番 1	22号
4126番 5	23号
4138番 1	24号及び25号
4141番	26号
4099番	27号及び28号
4087番 5	29号

福岡県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年2月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸黒木線	八女市黒木町今1072番2先から 八女市黒木町今422番1先まで

福岡県告示第75号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木星丸字尾久保32（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第76号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木赤谷字中山225
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中山225（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第77号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木志波字花立3202の1、3202の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字花立3202の2（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
令和6年度漁業取締船「しんふう」、「げんかい」及び「つくし」用免税軽油単価契約
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記

されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和 6 年 2 月 26 日 (月曜日) までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知 (郵送) する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7 年 9 月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 7 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 2 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和 6 年度漁業取締船「しんぼう」、「げんかい」及び「つくし」用免税軽油単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による

(3) 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

「しんぼう」、「げんかい」及び「つくし」係留地 (福岡市中央区長浜船溜)

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (令和 4 年 4 月福岡県告示第 371 号) に定める資格を得ている者 (令和 5 年度競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和 6 年 3 月 26 日 (火曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	AA, A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を農林水産部水産局漁業管理課に令和6年3月7日(木曜日)17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3555

(FAX) 092-643-3558

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092(ダイヤルイン)

(FAX) 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和6年2月9日(金曜日)から令和6年3月7日(木曜日)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和6年3月26日(火曜日)15時00分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

総務部総務事務厚生課入札室(行政南棟地下1階)

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

令和6年3月27日(水曜日)14時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する

こと。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Diesel fuel
- (2) Time Limit of Tender :
3 : 00 P. M. on March 26, 2024
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3092

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 6 年 2 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市松崎字古原866番1及び866番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀県三養基郡基山町大字小倉391番地4 ボンヌール202号室
石塚 大貴、石塚 里穂

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上西鯉坂233番1及び233番3から233番9まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区明和町9番1号
株式会社海王
代表取締役 竹下 晃平

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域

実 施 期 間

福岡県糸島市志摩小富士、糸島市浦志

令和6年1月11日から
令和6年2月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域

実 施 期 間

福岡県糸島市浦志・波多江 雷山川

令和6年1月11日から
令和6年2月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域

実 施 期 間

築上郡築上町大字本庄

令和6年2月2日から
令和6年3月29日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第

5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 5 年 12 月 26 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) ゆめタウン 飯塚 飯塚市菰田西三丁目 1 番 1 号外	ゆめタウン 飯塚 飯塚市菰田西三丁目 1 番地 1 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号 テナント未定	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号 外58者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグストアモリ浮羽店

(2) 所在地 うきは市浮羽町東隈上字東571番15外

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 中間コンプレックス

(2) 所在地 中間市東中間一丁目 4 番地

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があったので、同法第115条第 2 号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第 2 条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の 2 の規定により、次のように公告する。

令和 6 年 2 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	辞退年月日
介護療養型医療施設	4011519016	乙金病院 大野城市乙金東四丁目12番1号	医療法人 同仁会	令和 6 年 1 月 31 日

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 107 条第 1 項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第 114 条の 7 の規定により次のように公示する。

令和 6 年 2 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B3200019	おとがね介護医療院 大野城市乙金東四丁目12番1号	医療法人 同仁会	令和 6 年 2 月 1 日

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 107 条第 1 項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第 114 条の 7 の規定により次のように公示する。

令和 6 年 2 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B3400023	医療法人恵山会 介護医療院さくら 太宰府市坂本一丁目 4 番 6 号	医療法人恵山会	令和 6 年 2 月 1 日

公告

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の

規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があったので、同法第 115 条第 2 号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 24 年厚生労働省令第 10 号）第 2 条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）第 140 条の 2 の規定により、次のように公告する。

令和 6 年 2 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	辞退年月日
介護療養型医療施設	4016119176	医療法人正周会 水巻共立病院 遠賀郡水巻町吉田西四丁目 2 番 1 号	医療法人正周会 水巻共立病院	令和 6 年 1 月 31 日

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 107 条第 1 項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第 114 条の 7 の規定により次のように公示する。

令和 6 年 2 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B5000011	医療法人正周会 水巻共立病院介護医療院 遠賀郡水巻町吉田西四丁目 2 番 1 号	医療法人正周会 水巻共立病院	令和 6 年 2 月 1 日

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和 50 年 9 月 22 日策定）を令和 6 年 1 月 22 日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 14 項において準用する同条第 13 項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の農業地域の区域

2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
農業地域	次の図面のとおり	福岡市

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課及び関係市役所において縦覧に供する。）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画市街地再開発事業の決定（令和6年1月15日福岡市告示第5号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市下大利一丁目333番10、334番1及び334番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

西日本鉄道株式会社

代表取締役 林田 浩一

福岡市中央区天神一丁目6番8号

三菱地所レジデンス株式会社

九州支店長 大出 東洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字植木字立頭1847番3、1847番4、1847番6、1847番7、1848番3及び1848番5から1848番23まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区向新町二丁目5番16号

照栄建設株式会社

代表取締役 富永 一幹

公告

福岡県産業廃棄物処理に係る不利益処分の基準に関する要綱の一部改正案について、令和5年12月15日から令和6年1月22日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり同月30日に改正しました。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

環境部監視指導課廃棄物指導第一係

電話：092-643-3397

メールアドレス：kanshido@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、令和5年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第5条第2項の規定により公表する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

部 門	被 表 彰 者
創造部門	坂口 信男、坂口 貴信
社会部門	劇団ショーマンシップ
奨励部門	田中 千智

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和6年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社円満シニアサポート	福岡市中央区渡辺通五丁目23番2号	福岡市中央区渡辺通五丁目23番2号	令和6年1月18日